

21 国 際 5 6 7 第

関税割当公表第64号

平成21年度下期のでん粉等の関税割当てについて

とうもろこし等の関税割当制度に関する省令（昭和40年農林省令第13号）第6条の規定に基づき、でん粉（小麦でん粉を除く。）及びイヌリン並びに穀粉、ミール又はでん粉の調製食料品（米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の1以上を含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の85%を超えるものに限るものとし、ケーキミックス及び育児食用又は食餌療法用のものを除く。）のうちでん粉が最大の重量を占めるもの（小麦でん粉を含有するものを除く。）（以下「でん粉等」という。）の関税割当てに関する事項を下記のように定めます。

平成21年9月10日

農 林 水 産 省

記

第1 用途別の割当数量及び通関期限

1 用途

- (1) 糖化用
- (2) 化工でん粉用
- (3) グルタミン酸ソーダ等用
- (4) 沖縄特別割当用
- (5) その他用

2 割当数量 別途公表

3 通関期限 平成22年3月31日

第2 関税割当申請書受付の担当課

農林水産省大臣官房国際部国際経済課

ただし、第1の1の(4)に係る申請書の受付けについては、内閣府沖縄総合事務局農林水産部農畜産振興課が行う。

第3 関税割当証明書発給の担当課

農林水産省大臣官房国際部国際経済課

ただし、第1の1の(4)に係る証明書の交付については、内閣府沖縄総合事務局農林水産部農畜産振興課が行う。

第4 関税割当申請書の提出期間及び提出時間

1 提出期間

次に掲げる期間とする。

ただし、(2)及び(3)に掲げる期間については、それ以前の期間に行われた申請に対する割当てに残量が生じた場合及び返却された関税割当証明書に未使用部分が生じている場合にのみ関税割当申請書を提出することができる。

(1)平成21年10月1日(木)から同年10月9日(金)まで

(2)平成21年12月1日(火)から同年12月3日(木)まで

(3)平成22年2月1日(月)から同年2月3日(水)まで

2 提出時間 午前10時から正午まで及び午後2時から午後4時まで

第5 関税割当申請者の資格

1 糖化用については、糖化業者(水あめ、ぶどう糖、異性化糖等の糖化製品の製造業者をいう。以下同じ。)、又は糖化業者を構成員とする団体(以下「糖化業者団体」という。)であって、輸入でん粉を原料として使用し、又は販売することが確実に認められる者

2 化工でん粉用については、化工でん粉製造業者(輸入でん粉を使用してデキストリン、デキストリングルー、可溶性でん粉、ばい焼でん粉又はスターチグルーを製造した実績を有する者をいう。以下同じ。)、又は化工でん粉製造業者を構成員とする団体(以下「化工でん粉製造業者団体」という。)であって、輸入でん粉を原料として使用し、又は販売することが確実に認められる者

3 グルタミン酸ソーダ等用については、次の各号に掲げる要件のすべてを備える者

(1) 関税割当申請書を提出する日において、グルタミン酸ソーダ等(グルタミン

酸ソーダ又は5' ヌクレオチドをいう。以下同じ。)の製造設備を有する者
(2) 輸入でん粉を原料として、グルタミン酸ソーダ等を製造することが確実と認められる者

4 沖縄特別割当用については、関税率表第1部から第4部までに属する貨物の輸入実績を有する者であって、輸入でん粉等(沖縄県内に陸揚げしたものに限る。)を沖縄県内において消費する者に販売することが確実と認められる者

5 その他用については、国内で供給することが困難な種類のでん粉等を原料とする製品の製造業者若しくは販売者又はこれらの者を構成員とする団体であって、当該輸入でん粉等を原料として使用すること、又は販売することが確実と認められる者のうち、生産局長が適当と認める者

第6 関税割当申請書に添付すべき書類

1 関税割当申請書に添付すべき書類(個別)

(1) 糖化用については、次に掲げる書類を添付すること。

ただし、平成21年度上期における割当実績を有する者であって、その後エの書類の内容に変更のないものは、エの書類の添付を必要としない。

ア 平成20年10月1日から平成21年9月30日までの期間における上期、下期別のでん粉の使用実績数量及び在庫数量並びに製品の販売先別販売実績数量(糖化業者団体にあつては、でん粉の販売先別販売実績数量)を記載した書類(別記様式1-1及び1-2)

イ 平成20年10月1日から平成21年9月30日までの期間における上期、下期別のでん粉の入手状況を記載した書類(別記様式2)

ウ 平成21年10月1日から平成22年3月31日までの期間におけるでん粉の使用計画数量及び在庫計画数量並びに製品の販売先別販売計画数量(糖化業者団体にあつては、でん粉の販売先別販売計画数量)を記載した書類(別記様式3-1及び3-2)

エ 下記の書類及び資料(糖化業者団体にあつては、(イ)から(ウ)までを除く。)

(ア) 工場名(事業所名)及びその所在地を記載した書類

(イ) 工場配置図

(ウ) 製造機械配置図

- (エ) 工場工程見取図
 - (オ) 主要製造機械設備一覧表（別記様式4）
 - (カ) 法人の登記事項証明書（法人格を有しない団体にあつては、団体規約、代表者の住民票及び構成員名簿、個人にあつては、住民票）
- (2) 化工でん粉用については、次に掲げる書類を添付すること。
- ただし、平成21年度上期における割当実績を有する者であつて、その後エの書類の内容に変更のないものは、エの書類の添付を必要としない。
- ア 平成20年10月1日から平成21年9月30日までの期間における上期、下期別のでん粉の使用実績数量及び在庫数量並びに製品の販売先別販売実績数量（化工でん粉製造業者団体にあつては、でん粉の販売先別販売実績数量）を記載した書類（別記様式1-1及び1-2）
 - イ 平成20年10月1日から平成21年9月30日までの期間における上期、下期別のでん粉の入手状況を記載した書類（別記様式2）
 - ウ 平成21年10月1日から平成22年3月31日までの期間におけるでん粉の使用計画数量及び在庫計画数量並びに製品の販売先別販売計画数量（化工でん粉製造業者団体にあつては、でん粉の販売先別販売計画数量）を記載した書類（別記様式3-1及び3-2）
 - エ 下記の書類及び資料（化工でん粉製造業者団体にあつては、(イ)から(オ)までを除く。）
 - (ア) 工場名（事業所名）及びその所在地を記載した書類
 - (イ) 工場配置図
 - (ウ) 製造機械配置図
 - (エ) 工場工程見取図
 - (オ) 主要製造機械設備一覧表（別記様式4）
 - (カ) 法人の登記事項証明書
- (3) グルタミン酸ソーダ等用については、次に掲げる書類を添付すること。
- ただし、平成21年度上期における割当実績を有する者であつて、その後エの書類の内容に変更のないものは、エの書類の添付を必要としない。
- ア 平成20年10月1日から平成21年9月30日までの期間における上期、下期別

のでん粉の使用実績数量及び在庫数量を記載した書類（別記様式1-1）

イ 平成20年10月1日から平成21年9月30日までの期間における上期、下期別の
のでん粉の入手状況を記載した書類（別記様式2）

ウ 平成21年10月1日から平成22年3月31日までの期間におけるでん粉の使用
計画数量及び在庫計画数量並びに製品の販売先別販売計画数量を記載し
た書類（別記様式3-1及び3-2）

エ 下記の書類及び資料

(ア) 工場名及びその所在地を記載した書類

(イ) 工場配置図

(ウ) 製造機械配置図

(エ) 工場工程見取図

(オ) 主要製造機械設備一覧表（別記様式4）

(カ) 法人の登記事項証明書

(4) 沖縄特別割当用については、次に掲げる書類を添付すること。

ただし、平成21年度上期における割当実績を有する者であって、その後エの
書類の内容に変更のないものは、エの書類の添付を必要としない。

ア 平成20年10月1日から平成21年9月30日までの期間における上期、下期別
のでん粉等の販売実績数量及び在庫数量並びに販売先別販売実績数量を記
載した書類（別記様式1-1及び1-2）

イ 平成20年10月1日から平成21年9月30日までの期間における上期、下期別
のでん粉等の入手状況を記載した書類（別記様式2）

ウ 平成21年10月1日から平成22年3月31日までの期間におけるでん粉等の
販売計画数量及び在庫計画数量並びに販売先別販売計画数量を記載した書
類（別記様式3-1及び3-2）

エ 下記の書類及び資料

(ア) 事業所名及びその所在地を記載した書類

(イ) 法人の登記事項証明書（個人にあつては、住民票）

その他用については、次に掲げる書類を添付すること。

ただし、平成21年度上期における割当実績を有する者であつて、その後エの

書類の内容に変更のないものは、エの書類の添付を必要としない。

ア 平成20年10月1日から平成21年9月30日までの期間における上期、下期別のでん粉等の使用実績数量及び在庫数量並びに製品の販売先別販売実績数量（第5の5の販売者及び団体にあつては、でん粉等の販売先別販売実績数量）を記載した書類（別記様式1-1及び1-2）

イ 平成20年10月1日から平成21年9月30日までの期間における上期、下期別のでん粉等の入手状況を記載した書類（別記様式2）

ウ 平成21年10月1日から平成22年3月31日までの期間におけるでん粉等の使用計画数量及び在庫計画数量並びに製品の販売先別販売計画数量（第5の5の販売者及び団体にあつては、でん粉等の販売先別販売計画数量）を記載した書類（別記様式3-1及び3-2）

エ 下記の書類及び資料（製品の製造業者以外にあつては、（イ）から（オ）までを除く。）

（ア）工場名（事業所名）及びその所在地を記載した書類

（イ）工場配置図

（ウ）製造機械配置図

（エ）工場工程見取図

（オ）主要製造機械設備一覧表（別記様式4）

（カ）法人の登記事項証明書（法人格を有しない団体にあつては、団体規約、代表者の住民票及び構成員名簿、個人にあつては、住民票）

オ でん粉等の輸入を必要とする理由書（別記様式5）

2 関税割当申請書に添付すべき書類（共通）

第1の用途に従って割当てを受けたでん粉等を当該割当てを受けた用途にのみ使用（又は販売）し、その他の用途には使用（又は販売）しない旨の誓約書

第7 本公表に基づく1回目の関税割当申請によって割当てを受けた者が2回目以降の申請を行う場合における特例

本公表に基づく1回目の関税割当申請によって割当てを受けた者が2回目以降の申請を行う場合は、関税割当申請書に添付する書類として、第6に定める書類のほか、2回目以降の関税割当申請を行う必要が生じた理由を示す書類を提出するも

のとする。

ただし、第6に定める書類（2を除く。）のうち、その記載内容が1回目の関税割当申請のときと変更のないものについては、その提出を要しない。

第8 割当基準

- 1 糖化用については、第6の1の(1)の書類に基づくでん粉の使用（又は販売）実績数量、使用（又は販売）計画数量等を勘案して割り当てるものとする。
- 2 化工でん粉用については、第6の1の(2)の書類に基づくでん粉の使用（又は販売）実績数量、使用（又は販売）計画数量等を勘案して割り当てるものとする。
- 3 グルタミン酸ソーダ等用については、第6の1の(3)の書類に基づくでん粉の使用実績数量、使用計画数量等を勘案して割り当てるものとする。
- 4 沖縄特別割当用については、第6の1の(4)の書類に基づくでん粉等の輸入通関実績数量、販売実績数量、販売計画数量等を勘案して割り当てるものとする。
- 5 その他用については、第6の1の(5)の書類に基づくでん粉等の使用（又は販売）実績数量、使用（又は販売）計画数量等を勘案して割り当てるものとする。

第9 関税割当証明書の発給

関税割当証明書の発給は、申請者がでん粉等の関税割当てに関して法令等に違反した場合、報告をしない場合又は虚偽の申告若しくは報告をした場合には行わないものとする。

第10 報告

- 1 グルタミン酸ソーダ等用のでん粉の割当てを受けた者は、農林水産省総合食料局長（以下「総合食料局長」という。）の定めるところにより、割当てを受けたでん粉の使用実績数量又は製品の製造実績数量・販売実績数量を記載した書類及び輸入申告書（税関の輸入許可通知書を含む。）の写しを総合食料局長に1部提出するものとする。
- 2 糖化用、化工でん粉用又はその他用のでん粉等の割当てを受けた者は、生産局長の定めるところにより、割当てを受けたでん粉等の使用（又は販売）実績数量又は製品の製造実績数量・販売（又は消費）実績数量を記載した書類及び輸入申告書（税関の輸入許可通知書を含む。）の写しを生産局長に1部提出するものとする。

- 3 沖縄特別割当用のでん粉等の割当てを受けた者は、1に準じて、割当てを受けたでん粉等の販売実績数量を記載した書類及び輸入申告書（税関の輸入許可通知書を含む。）の写しを内閣府沖縄総合事務局長（以下「沖縄総合事務局長」という。）に1部提出するものとする。

第11 その他

- 1 関税割当申請書の提出部数は2通（とうもろこし等の関税割当制度に関する省令（昭和40年農林省令第13号）第1条）とし、その他の添付書類の提出部数は1通とする。

ただし、第5の4に基づく関税割当申請書の提出部数は3通とする。

- 2 関税割当申請書等の記載要領については、関税割当て申請書等の記載要領について（平成15年6月30日付け15総合第1316号（平成18年7月31日付け18国際第488号により一部改正））による。
- 3 関税割当証明書の有効期間の延長は、自然災害等関税割当てを受けた者の責によらない理由により貨物の到着が遅延した場合に行うものとする。（とうもろこし等の関税割当制度に関する省令（昭和40年農林省令第13号）第3条第2項）
- 4 割当てを受けた物品の輸入を希望しなくなったとき又は通関期限を経過したときは、関税割当証明書を速やかに返納しなければならない。（とうもろこし等の関税割当制度に関する省令（昭和40年農林省令第13号）第5条）
- 5 沖縄総合事務局長は、第5の4に係る申請者ごとの申請数量等についての意見を農林水産省大臣官房国際部長に提出することができる。
- 6 関税割当てに当たり必要な書類の提出を別途求めることがある。

第12 関税割当てを受けた者の氏名等の公表

農林水産省は、本公表に基づき「関税割当てを受けた者の氏名（名称）及び住所」を「経済産業公報」及び「通商弘報」において公表する。

(別記様式1-1)

平成20年度下期～平成21年度上期の〇〇用でん粉等の期別使用（又は販売）実績数量等一覧表

氏名又は名称

(単位：トン)

	国産品		輸入品		合計	
	期初在庫	使用(販売)数量	期末在庫	期初在庫	使用(販売)数量	期末在庫
平成20年度						
平成21年度						
	下期					
	上期					
	計					

(別記様式2)

平成20年度下期～平成21年度上期の〇〇用でん粉等の入手状況

氏名又は名称

(単位：トン、円)

	産地及び種類	本 船 名	入 港 月 日	輸 入 商 社 名	通 関 名 義 人	通 関 月 日 又 は 受 入 月 日	数 量	関 税 額	備 考
一次税率に より輸入したもの 小 計									
二次税率に より輸入したもの 小 計									
その他の方法に より購入したもの 小 計									
合 計									

- (注) 1 「その他の方法により購入したもの」欄には、国内産のでん粉等につき記載するものとし、国内産のでん粉等については「輸入商社名」欄に購入相手先の氏名又は名称を、「通関月日又は受入月日」欄に購入月日を、「関税額」欄に金額を記入すること。
 2 本表に記載した事項については、これを証明する書類を添付すること。
 3 備考欄には、輸入価格 (CIF、円/t)、関税割当証明書番号等を記入すること。

(別記様式 3-1)

平成21年度下期の〇〇用でん粉等の使用 (又は販売) 計画数量等一覧表

氏名又は名称

(単位: トン)

	国産品使用 (販売) 計画数量	輸入品使用 (販売) 計画数量			合 計
		一次税率によるもの	二次税率によるもの	計	
21年 10月					
11月					
12月					
22年 1月					
2月					
3月					
計					
期末在庫					

平成21年度下期の製品又はでん粉等の販売先別販売計画数量等一覧表

氏名又は名称

(単位：トン)

製品又はでん粉等の種類	販売先 (自家使用を含む)		販売計画数量 (自家使用を含む)						
	住 所	氏名又は名称	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○									
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○									
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○									
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○									
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○									
合 計									

- (注) 1 糖化用は、製品ごと (例：異性化糖、ぶどう糖、水あめ、○○○) に記載すること。ただし、糖化業者以外にあっては、原料となるでん粉の種類別 (例：タピオカ、サゴ、○○○) に記載すること。
- 2 化工でん粉用は、製品ごと (例：デキストリン、可溶性でん粉、○○○) に記載すること。ただし、化工でん粉製造業者以外にあっては、原料となるでん粉の種類別 (例：タピオカ、サゴ、○○○) に記載すること。
- 3 沖縄特別割当用は、販売先の氏名又は名称欄に () 書きで卸売業者、小売業者、製造業者その他の区分を記載すること。
- 4 その他用は、製造業者にあつては、製品ごとに記載すること。製造業者以外にあっては、でん粉等を種類別に記載すること。

(別記様式4)

主要製造機械設備一覽表

工程別	調査対象機器仕様			基 数	総合処理 能力 (原料換算)	製造業者	取得年月日	取得額	備 考
	機械設備名	型 式	処理能力又 は収容能力						

(注) 工場毎に記入

(別記様式5)

輸入申請に係るでん粉等の輸入を必要とする理由書

氏名又は名称

- 1 でん粉等の種類
- 2 でん粉等の成分、性質等
- 3 重量構成比
- 4 原 産 国
- 5 単価、価格条件
- 6 輸入に係るでん粉等の製造者
- 7 輸入契約の相手方
- 8 当該でん粉等を輸入することが必要な理由
- 9 製品に占める原料としてのでん粉等の使用割合
- 10 国内産のでん粉等を使用して製造した場合の製品の性状、品質等の比較
- 11 そ の 他